



## 医師不足時代の女性医師活用に向けた労働安全衛生対策

野村 恭子 (のむら きょうこ)  
 帝京大学医学部衛生学公衆衛生学教室 講師

### 【ポスター -1】

昨今、日本は医師不足に直面しており、女性医師の活用は社会の共通課題です。

今回、女性医師の活用促進に向けて、現場での労働安全の問題にはどのようなものがあるのか調べました。

目的ですが、まず、女性医師における月経時の痛みと鎮痛剤の使用の有無の関連について明らかにします。2番目に産前産後休暇の取得状況について明らかにします。3番目は妊娠中の労働時間と妊娠の異常の関連について明らかにします。

### ポスター 1

#### 【背景】

- 昨今の医師不足により医師の長時間勤務は病院勤務医においてほぼ例外なく必至である。
- このような労働過重が女性ならではの健康状態にどのように影響しているかは知られていない。
- 労働安全衛生面の観点から女性医師の就労に関する問題点を明らかにし、女性医師の社会活用を促すため提言を行う。

#### 【目的】

- 女性医師における月経時の痛みの程度と鎮痛剤使用の有無を明らかにする。
- 産前・産後休暇の取得状況について明らかにする。
- 妊娠期間中の労働時間と妊娠の異常との関連について明らかにする。

### 【ポスター -2, 3】

対象と方法ですが、平成21年から平成23年まで、全国の私立医科大学29校中の東部18校の中の14校の同窓会に所属する全女性医師10,663名に調査協力依頼を行い、調査に同意を得た女性医師2,045名、その中から自記式質問票に回答して下さった1,694名を対象に

### ポスター 2

#### 【対象と方法】

時期: 平成21年6月1日～平成23年5月31日

①月経時の痛みの程度、鎮痛剤使用の有無、産前・産後休暇  
 対象: 私立医科大学14校の同窓会に所属する全女性医師10663名に調査協力依頼を行い、調査に同意を得た女性医師2045名中、自記式質問票に回答した1694名(回収率83%; 平均年齢45歳)。

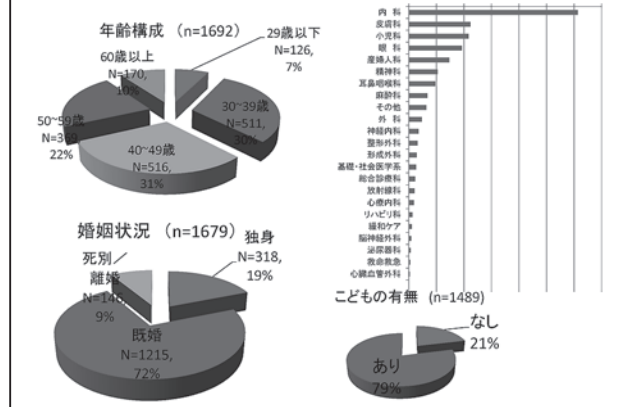
②労働時間による妊娠の異常の予測能

対象: 調査票に回答した1694名(回収率84%)のうち、

- ① 調査方法が同じであった13校
- ② 双子は除外
- ③ 第一子に限定
- ④ 60歳未満を対象
- ⑤ 妊娠発覚時の労働時間の変数に有効回答を得た939名を対象

### ポスター 3

#### 基礎特性



しています。回収率は83%で、平均年齢は45歳です。

#### 【ポスター -4】

まず、1番目の方法に対する結果についての説明ですが、月経の痛みの程度について、「全く症状がない」0点から、「立ってられない」5点、「横になるほど痛い」を10点としてうかがったところ、中央値は3点で、25から75パーセンタイルで5点まで、つまり4分の一程度が「立ってられない」程度の痛みを自覚していることが分かりました。

月経時のピークの痛み有的时候に鎮痛剤を使用するかどうかを問うたところ、「はい」と回答したものが全体の55%、468名該当しました。

苦痛対処法として生理休暇を取った人は2名で、0%でした。

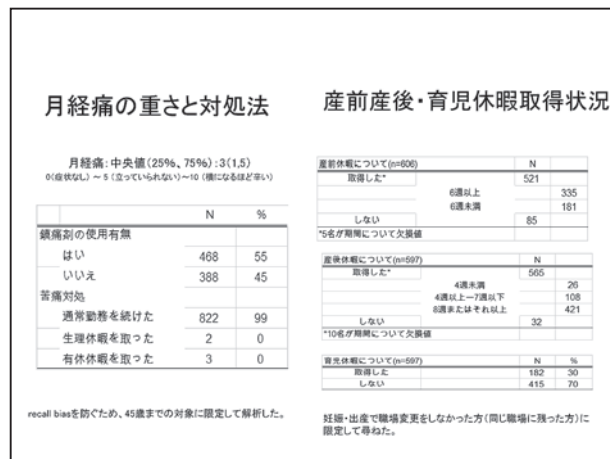
産前休暇については、労基法で6週からとなっております（これは申請条件下においてです）が、全体で606名の回答中「6週以上取得した」と回答した者が335名と、半分でした。逆に、しなかった人も85名、6週未満も181名で、だいたい250名程度が不十分でした。

産後休暇については、これは労働者の申請如何にかかわらず絶対に8週以上休ませなくてはいけないのですが、8週未満であった人が136名、全く取っていない人が32名ということで、合計170名ぐらい、だいたい3分の1程度の方が十分に産後休暇を取得していないことが分かりました。

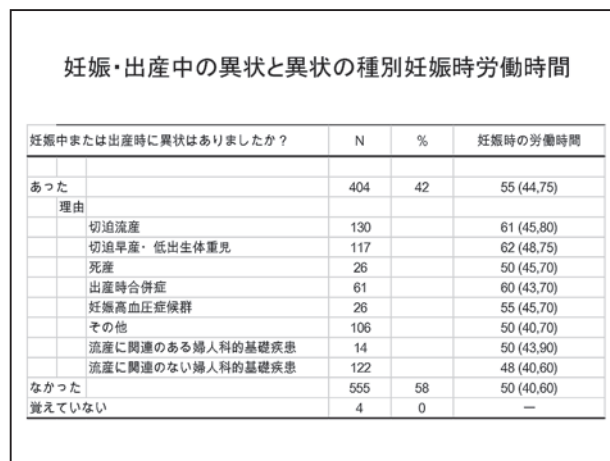
#### 【ポスター -5】

妊娠中の労働時間と妊娠の異常の関連についてですが、対象者をさらに第一子に限定し、多胎は除外とか、60歳未満を対象にするとか、限定をかけ、この結果になります。妊娠中に異常があった人は全体の42%いて、その方たちの週当たりの労働時間は中央値で55時間で、「無かった」と回答した人が50時間でしたので、有意に長かったという結果になっていません。

#### ポスター 4



#### ポスター 5

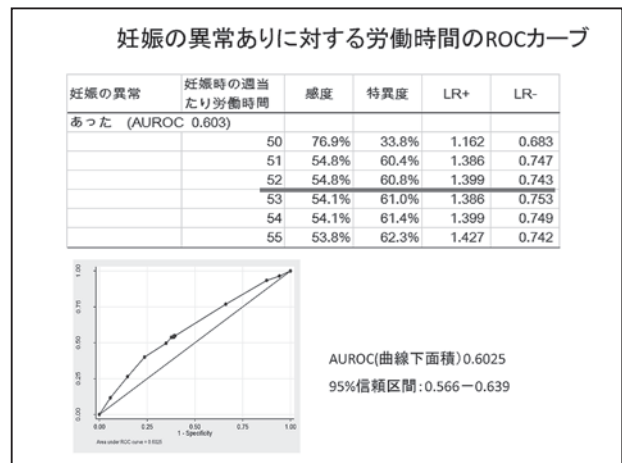


【ポスター -6】

「妊娠の異常あり」に対する労働時間のROCカーブです。週当たり何時間以上で妊娠の異常が増えるのかと、いうことを求めました。

ROCをかきますと、だいたい週当たり52時間でプレディクティブ・パフォーマンス（感度・特異度、Likelihood ratio）が一番良い値が得られることが分かりました。AUROCは0.6、95%信頼区間は0.57から0.64ということである程度の有用性がある、つまり、労働時間を妊娠異常の予測根拠とするのは、妥当であると解釈しています。

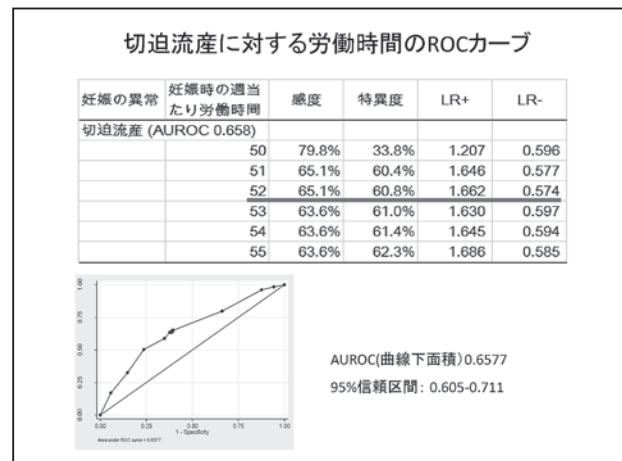
ポスター 6



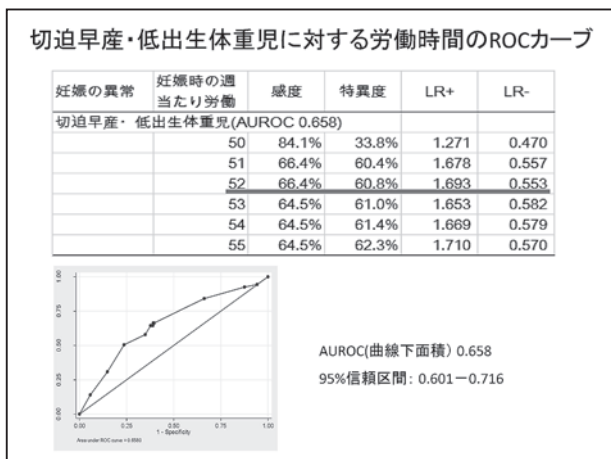
【ポスター -7, 8, 9】

妊娠の異常だけではなく、切迫流産や切迫早産、低出生体重児のアウトカムも検討しましたが、だいたい週52時間がよいところであろうということでした。この数を超えて労働すると、こういったリスクが起これるということが示唆されました。

ポスター 7



ポスター 8



ポスター 9

【考察】

1. 月経痛は4分の1が立ってられない程度の痛みを自覚しており、職場における休憩室の配置は必須であると思われた。
2. 労働基準法68条通達は「生理日の休暇の請求は半日単位または時間単位で休暇を与えればよい」とある。法律の内容を周知させることが必要であると思われた。
3. 労働時間は妊娠の異常の有効な指標となりうるということが示唆された。
4. 妊娠の異常の予測値として週あたり52時間を超えるとそのリスクが上昇することから妊娠時の時間外労働は避けるべきであることが示唆された。

---

## 質疑応答

**座長：** これも大変問題を抱えていることは分かりきっている。それをどう改善していったらいいかというためのデータだと思いますが、外国との比較とか、あるいは小中学校教師との比較とか、そういう比較を上手に入れてくださると、お医者さんの特殊性が出るのかもしれないね。

**野村：** そうですね、看護師さんについては、全国医療労働連合が25,000人の看護師さんを対象に同じ調査をやっていて、看護師さんは生理休暇を12%取っているのに対して、女性医師だとほとんど取っていないといったことが明らかになっています。また、産前産後などの法的な整備は海外ではあまり進んでおりません。アメリカもカリフォルニアなど一部の州で関連法規が制定されている等、場所によって整備にかなり差があり、日本は結構進んでいる方だと思います。ただ、今回こういう結果となったので、法の遵守を徹底していただきたいと思っています。